

社会福祉法人現況報告書

平成 28 年4月1日現在

基本情報

〒	360 - 0225	埼玉県熊谷市弁財203番地	電話番号	048 - 588 - 7970	FAX番号	048 - 598 - 3825
代表者	氏名	年齢	住所	職業	就任年月日	
	理事長 長谷川佳代子	公表	57歳	公表	熊谷市万平町1丁目85番地6	社会福祉法人理事長
代表者	氏名	年齢	住所	職業	就任年月日	
	理事長 長谷川佳代子	公表	57歳	公表	熊谷市万平町1丁目85番地6	社会福祉法人理事長
代表者	氏名	年齢	住所	職業	就任年月日	
	理事長 長谷川佳代子	公表	57歳	公表	熊谷市万平町1丁目85番地6	社会福祉法人理事長

事業

社会福祉事業	種類	施設名・事業所名	公表/非公表	所在地	事業開始年月日	定員	実施形態		
							各分野の事業が同一施設(敷地)で実施	全ての事業が同一施設(敷地)で実施	
児童福祉	第一種								
	第二種	保育所	わらしべの里共同保育所	公表	熊谷市弁財203番地	平成28年4月1日			60
		地域子育て支援拠点事業	子育てひろばポラン	公表	熊谷市弁財203番地	平成28年4月1日			
		地域子育て支援拠点事業	出張ひろばポコ	公表	熊谷市玉井1973番地146	平成28年4月1日			
		放課後児童健全育成事業	わらしべ学童クラブ	公表	熊谷市弁財203番地	平成28年4月1日			40
	一時預かり事業	わらしべの里共同保育所	公表	熊谷市弁財203番地	平成28年4月1日				
老人福祉	第一種								
	第二種								
障害者福祉	第一種								
	第二種								
その他	第一種								
	第二種								

組織

理事	定員		現員		親族等特殊関係者の有無			資格				施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者	理事報酬 (職員と兼務の場合は支給方法)				理事会への出席回数
	6		6		親族	他の社会福祉法人の役員	その他	社会福祉事業の学識経験者	地域の福祉関係者	施設長	その他		理事報酬・職員給与とも支給	理事報酬のみ支給	職員給与のみ支給	支給なし	
	役職	氏名	職業	任期													
理事長	長谷川佳代子	社会福祉法人わらしべ会理事長	平成27年7月25日	～ 平成29年7月24日				○					○				5
理事	矢澤圭介	大学教授	平成27年7月25日	～ 平成29年7月24日				○							○		3
理事	西川正	NPO法人常務理事	平成27年7月25日	～ 平成29年7月24日				○							○		0
理事	小堺和子	わらしべの里共同保育所園長	平成27年7月25日	～ 平成29年7月24日						○					○		5
理事	木村美鈴	もみの木共同保育所園長	平成27年7月25日	～ 平成29年7月24日						○					○		5
理事	吉橋充子	社会福祉法人わらしべ会事務長	平成27年7月25日	～ 平成29年7月24日							○				○		5

監事	定員		現員		資格							施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者	監事報酬		理事会への出席回数	
	2		2		財務諸表等を監査し得る者				社会福祉事業の学識経験者	地域の福祉関係者	その他		支給あり	支給なし		
	氏名	職業	任期	公認会計士、税理士	弁護士	会社等の監査役、経理責任者等	その他									
	浦野智明	公認会計士	平成27年7月25日	～ 平成29年7月24日	○									○		4
	高田綾	保育所園長	平成27年7月25日	～ 平成29年7月24日					○					○		2

	定員	現員				親族等特殊関係者の有無	理事の親族	資格					施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者	理事との兼務	職員との兼務	評議員への出席回数	
	13	13	氏名	職業	任期			親族	他の社会福祉法人の役員	その他	社会福祉事業の学識経験者	地域の福祉関係者					地域の代表者
議員	長谷川佳代子		わらしべ会理事長	平成27年7月25日～平成29年7月24日				○							○		4
	矢澤圭介		大学教授	平成27年7月25日～平成29年7月24日				○							○		3
	西川正		NPO法人常務理事	平成27年7月25日～平成29年7月24日				○							○		0
	小堺和子		わらしべの里共同保育所園長	平成27年7月25日～平成29年7月24日								○			○	○	4
	木村美鈴		もみの木共同保育所園長	平成27年7月25日～平成29年7月24日								○			○	○	4
	吉橋充子		社会福祉法人わらしべ会事務長	平成27年7月25日～平成29年7月24日										○	○	○	4
	石井信一		農業	平成27年7月25日～平成29年7月24日							○						4
	川島高広		会社員	平成27年7月25日～平成29年7月24日									○				4
	高橋真哉		会社員	平成27年7月25日～平成29年7月24日									○				4
	小暮恒平		会社員	平成27年7月25日～平成29年7月24日									○				1
	佐藤早苗		社会福祉法人わらしべ会職員	平成27年7月25日～平成29年7月24日										○		○	2
	横山知香		社会福祉法人わらしべ会職員	平成27年7月25日～平成29年7月24日										○		○	1
	林淳子		社会福祉法人わらしべ会職員	平成27年7月25日～平成29年7月24日										○		○	4
設長	施設名		氏名	就任年月日	法令等に定める資格の有無												
	わらしべの里共同保育所		小堺和子	平成28年4月1日	有												
	わらしべの里子育てひろばボラン・出張ひろばボコ		佐藤早苗	平成28年4月1日	有												
	わらしべ学童クラブ		林淳子	平成28年4月1日	有												
	もみの木共同保育所		木村美鈴	平成28年4月1日	有												
職員	常勤専従	常勤兼務		非常勤													
		換算数	換算数	換算数	換算数												
	法人本部	2		0													
施設	15		9	6.1													
事会	開催年月日		出席者数	書面出席者数	監事出席の有無	決議事項											
	平成27年7月25日		5	0	有	設立準備会の会計報告、贈与、解散についての承認。評議員の選任。理事・理事長の選任。保育施設の建設・開設の承認。											
	平成27年8月29日		6	2	有	施設建設業者の決定。建設資金計画の承認。											
	平成27年10月15日		6	1	有	一時預かり事業導入の承認。定款細則の承認											
	平成28年2月13日		6	2	無	定款に公益事業を加筆する。就業規則の制定。27年度決算、28年度予算の承認。											
平成28年3月21日		6	1	有	定款に公益事業(認可外保育所の経営)を加筆する。給与規定等の制定。27年度決算、28年度予算の承認。												
議員	開催年月日		出席者数	監事出席の有無	決議事項												
	平成27年7月25日		10	有	設立準備会の会計報告、贈与、解散についての承認。評議員の選任。理事・理事長の選任。保育施設の建設・開設の承認。												

職員 会	平成27年10月15日	9	有	一時預かり事業導入の承認。定款細則の承認。		
	平成28年2月13日	9	無	定款に公益事業を加筆する。就業規則の制定。27年度決算、28年度予算の承認。		
	平成28年3月21日	11	有	定款に公益事業(認可外保育所の経営)を加筆する。給与規定等の制定。27年度決算、28年度予算の承認。		
事監 査	監査年月日	監査者		監査報告の有無	指摘事項	改善事項
	28年6月10日	浦野智明		有	特になし	
	28年6月18日	浦野智明・高田綾		有	建物登記を急ぐ	登記相談中

資産管理

平成 28 年3月31日現在

動産 所有 状況	所在地	面積	評価額(千円)	担保提供の状況				
				提供年月日	借入額(千円)	借入先	償還期限	所轄庁の承認の有無
基本 財産	土地							
	建物	埼玉県熊谷市弁財201、202、203、204、205番地	789.17㎡	211,041	26年12月19日～27年2月17日	72,450	その他	平成42年4月9日
運用 財産	土地							
	建物							
公益 事業 用 財産	土地							
	建物							
収 益 事 業 用 財産	土地							
	建物							

その他

平成 28 年4月1日現在

	定款	役員名簿	評議員名簿	財産目録	事業計画書	事業報告書	役員報酬規程	第三者評価結果	苦情処理結果
インターネット									
広報誌									
新聞									
	前々年度の財務諸表				前年度の財務諸表				
	貸借対照表	資金収支計算書	事業活動計算書 (事業活動収支計算書)	貸借対照表		資金収支計算書		事業活動計算書(事業活動収支計算書)	
				公表方法(予定)	公表時期(予定)	公表方法(予定)	公表時期(予定)	公表方法(予定)	公表時期(予定)
インターネット									
広報誌									
新聞									

	平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度
		費用(千円)		費用(千円)		費用(千円)		費用(千円)		費用(千円)
公認会計士										
監査法人										
税理士										
その他										
指図書事項										

三者 評価	受審施設・事業所名	平成	年度	平成	年度	平成	年度
			費用(千円)		費用(千円)		費用(千円)

平成 28 年3月31日現在

拠 いる 計 基 準	社会福祉法人 新会計基準	社会福祉法人 旧会計基準	経理規程準則	指定介護老人 福祉施設等会 計処理等取扱 指導指針	訪問看護会 計・経理準則	介護老人保健 施設会計・経 理準則	授産会計基準	就労会計基準	病院会計準則	企業会計基準	その他
	○		○								

5. 関連当事者との取引の内容

種類	法人等の名称	住所	資産総額(千円)	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員等の兼務等	事業上の関係				

6. 地域の福祉ニーズへの対応状況

事業概要	実施の有無	事業開始年度	本年度支出額(千円)
1 介護保険、障害福祉サービス等における低所得者の利用者負担減免			
2 地域の単身高齢者等を対象とした見守り・配食サービス等の実施			
3 地域の単身高齢者等を対象とした各種相談事業の実施			
4 災害時における各種支援活動の実施			
5 貧困・生活困窮者等を対象とした住宅の斡旋、食事提供等の生活支援の実施			
6 他法人との連携による人材育成事業			
7 その他 ()			

(注)「本年度支出額」については、当該事業に対する費用として、明確に算定出来る場合に限り記載しており、明確に算定出来ない場合は「－」を記載している。

児童福祉	
第一種	乳児院
	母子生活支援施設
	児童養護施設
	障害児入所施設
	情緒障害児短期治療施設
第二種	児童自立支援施設
	障害児通所支援事業
	障害児相談支援事業
	児童自立生活援助事業
	放課後児童健全育成事業
	子育て短期支援事業
	乳児家庭全戸訪問事業
	養育支援訪問事業
	地域子育て支援拠点事業
	一時預かり事業
	小規模住居型児童養育事業
	助産施設
	保育所
	児童厚生施設
	児童家庭支援センター
児童の福祉の増進について相談に応ずる事業	
母子家庭等日常生活支援事業	
寡婦日常生活支援事業	
母子福祉施設	

老人福祉	
第一種	養護老人ホーム
	特別養護老人ホーム
	軽費老人ホーム
第二種	老人居宅介護等事業
	老人デイサービス事業
	老人短期入所事業
	小規模多機能型居宅介護事業
	認知症対応型老人共同生活援助事業
	複合型サービス福祉事業
	老人デイサービスセンター
	老人短期入所施設
	老人福祉センター
	老人介護支援センター

障害者福祉	
第一種	障害者支援施設
第二種	障害福祉サービス事業
	一般相談支援事業
	特定相談支援事業
	移動支援事業
	地域活動支援センター
	福祉ホーム
	身体障害者生活訓練等事業
	手話通訳事業
	介助犬訓練事業
	聴導犬訓練事業
	身体障害者福祉センター
	補装具製作施設
	盲導犬訓練施設
	視聴覚障害者情報提供施設
	身体障害者の更生相談に応ずる事業
知的障害者の更生相談に応ずる事業	

その他		
第一種	救護施設	
	更生施設	
	生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設	
	生計困難者に対して助葬を行う事業	
	婦人保護施設	
	授産施設	
	生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業	
	共同募金を行う事業	
	第二種	生計困難者に対して、その住居で衣食その他の日常生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業
		生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業
生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業		
生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護老人保健施設を利用させる事業		
隣保事業		
福祉サービス利用援助事業		
他の社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業		
市町村社協		社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
		社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
		社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
	社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業	
都道府県社協	社会福祉法第109条第1項各号の事業であって各市町村を通ずる広域的な見地から行うことが適切なもの	
	社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修	
	社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言	
	市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整	
	福利サービス利用援助事業を行う市町村社会福祉協議会その他の者と協力して都道府県の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施するために必要な事業	
全社協	社会福祉を目的とする事業を経営する者がその行った福祉サービスの提供に要した費用に関して請求の事務の代行等	
	都道府県社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整	